

ケアプランセンター青い鳥

指定居宅介護支援事業者運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人正恵会が開設するケアプランセンター青い鳥(以下「青い鳥事業所」という。)が行う指定居宅介護支援の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、青い鳥事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に対し 適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 青い鳥事業所における指定居宅介護支援の事業は、次の基本方針に従って行うものとする。

- (1) 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- (2) 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適正な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- (3) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅介護事業者に不当に偏することのないよう、公平中立に行う。
- (4) 事業の運営に当たっては、市町、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第3条 青い鳥事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者(主任介護支援専門員)(介護支援専門員兼務) 1名
管理者は青い鳥事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
また、介護支援専門員として指定居宅介護支援の提供に当たる。
- (2) 介護支援専門員 1名以上
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第4条 青い鳥事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月～土曜日とする。ただし、12月30日から1月3日の間及び日曜、祝日を除く。休日については、電話での受付対応は可能。
- (2) 営業時間 月～土曜日：午前8時30分から午後5時30分

ただし、電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とし、必要に応じ利用者の相談に対応する。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

第 5 条 青い鳥事業所の行う指定居宅介護支援の内容は次のとおりとし、事業所に所属する介護支援専門員がその提供に当たる。

1 居宅サービス計画の提供に際しては、次の事項に留意・配慮する。

ア 介護支援専門員は、通常青い鳥相談室等において利用者の相談を受けるものとする。但し、利用者の希望により、利用者の居宅においても行う。

イ 計画作成に先立ち、利用者に対して地域の指定居宅サービス事業者等の内容・料金などの情報を適正に提供する。

ウ 介護支援専門員は、介護サービス計画の作成に当たっては、所定の課題分析票を用いて有する能力、すでに提供を受けている指定居宅サービス、その置かれている環境等の評価を通じ、利用者が現に抱えている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことを前提として行う。なお、課題分析は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行う。この際、面接の趣旨や目的を十分に説明し、理解を得るようにする。

エ 介護支援専門員は、利用者や家族の希望及び、課題分析の結果、把握された問題に基づき、当該地域における指定居宅サービス提供の体制を勘案し、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。

オ 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービスなどの担当者による会議（以下「サービス担当者会議」という）の開催、担当者などへの照会により当該居宅サービス計画の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求める。

カ サービス担当者会議は、通常利用者利用者の居宅内において開催する。必要に応じて、居宅介護サービス事業者等の事務室等や、事業所内の相談室等で開催する。

サ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービスが、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について、利用者及び家族に対して説明し、文書による同意を得る。

タ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後も、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続して行う。これを通じ、居宅サービス計画の実施状況や利用者の課題を把握し、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整、その他の便宜の提供を行う。

ナ 介護支援専門員は、第 1 項に規定する指定居宅介護支援を行うため、特段の事情のない限り 1 月に 1 度以上利用者を訪問する。

ハ 介護支援専門員は、利用者が居宅において日常生活を営むことが困難になったと認める場合、または、利用者が介護保険施設等への入院もしくは入所を希望する場合には、介護保険施設等への紹介、その他の便宜の提供を行う。

ヒ 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院または、退所しようとする要介護者等から依頼があった場合には、円滑に居宅における生活へ移行できるよう、あらかじめ居宅サービス計画の作成等の援助を行う。

フ 介護支援専門員は、指定居宅サービスの提供が特定の時期、または、特定の種類

若しくは特定の事業者に偏ることなく、計画的に指定居宅サービスが提供されるよう考慮する。

ヘ 介護支援専門員は、利用者の生活全般を支援するという観点から、介護給付サービスのみならず、保健医療サービスや当該地域住民による自発的な活動サービス等の利用も勘案して居宅サービス計画上に盛り込むよう配慮する。

ホ 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者または、その家族に対して、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行う。

マ 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 指定居宅介護支援の利用料の額は、厚生労働省の定める告示上の額とし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは利用料を徴しない。
- 3 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護に要した経費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次のとおりとする。
 - (1) 実施地域を超えてから、片道5キロメートル未満 100円
 - (2) 実施地域を超えてから、片道5キロメートル以上については、1キロメートル毎に20円を、100円に追加した額とする。
- 4 前項の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第6条 通常の実施地域は、宇都宮市、日光市、鹿沼市とする。

（その他運営についての留意事項）

第7条 青い鳥事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

- 2 青い鳥事業所は、利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係わる伝達等を目的とした会議を、概ね週1回以上開催し、従業者間の情報共有を図る。その会議録については、記録を作成し、2年間保存する。
- 3 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。
- 4 従業者であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に盛り込み、雇用契約を結ぶこととする。
- 5 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人正恵会と青い鳥事業所及び青い鳥事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（虐待防止法に関する事項）

第8条 当該事業所は利用者の人権擁護、虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

虐待防止のため対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。

虐待防止のため指針の整備。

虐待を防止するための定期的な研修の実施。

前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業者はサービス提供中に、当該事業所の職員等または(利用者の家族など利用者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

事業所は、介護支援専門員等の資質向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回以上事業所内研修・随時外部研修の参加

(3) 従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に盛り込み、雇用契約を結ぶこととする。

3 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人正恵会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年5月1日から施行する。

この規程は、平成22年6月1日から施行する。

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

この規程は、平成22年12月15日から施行する。

この規程は、平成23年8月15日から施行する。

この規程は、平成24年1月19日から施行する。

この規程は、平成26年3月1日から施行する。

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

この規程は、令和元年9月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。